

議案第 22 号

南あわじ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

南あわじ市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合においては、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業の承認の取消し等)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業の承認を受けている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(高齢者部分休業の休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業の承認を受けている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する承認に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。